

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領運用基準

制 定 平成19年3月28日 青経理第1438号、青総第985号
 最終改正 令和3年4月1日 青会管第633号、青財管第349号

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）の運用については、この基準によるものとする。

第1 指名停止の期間の運用

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 県と締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（以下「県発注物品等調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
(過失による欠陥品の納入等) 2 県発注物品等調達契約の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つたと認められるとき（納入された物品の種類、品質及び数量又は業務の履行状況が契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められる場合を除く。）。	(1) 取替え、補修等によつても初期の目的を全く達成できないなど、その影響が重大であると認められる場合 (2) 取替え、補修等によつても初期の目的を達成できないなど、その影響が大きいと認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
3 県内における物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約で県発注物品等調達契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つた場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	(1) 取替え、補修等によつても初期の目的を全く達成できないなど、その影響が重大であると認められる場合 (2) 取替え、補修等によつても初期の目的を達成できないなど、その影響が大きいと認められる場合 (3) その他の場合	3箇月 2箇月 1箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注物品等調達契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 契約の相手方の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、期限内に契約を履行することができなかった場合 (3) 必要な報告を怠つた場合 (4) 検査業務等の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	12箇月 1箇月 1箇月 1箇月 2箇月 1箇月 2週間

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者（30日以上の治療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合</p>	<p>6箇月 4箇月 2箇月 1箇月 2箇月 1箇月</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合</p>	<p>3箇月 2箇月 1箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 県発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>4箇月 2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 名簿登載業者である個人又は名簿登載事業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 名簿登載業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時県との契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） (3) 名簿登載業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>12箇月 9箇月 6箇月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>9箇月 6箇月 3箇月</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p>	<p>9箇月 3箇月</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 業務に関し独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>16 箇月</p> <p>12 箇月</p>
<p>13 県と締結した契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕であつて、当該契約に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕</p> <p>イ 一般役員等の逮捕</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕((1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(3) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>36 箇月</p> <p>30 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>18 箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 一般役員等の逮捕</p> <p>(3) 使用人の逮捕等</p>	<p>16 箇月</p> <p>14 箇月</p> <p>12 箇月</p>
<p>15 県と締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>(1) 当該契約に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p>	<p>36 箇月</p> <p>30 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>21 箇月</p> <p>18 箇月</p>
<p>(暴力団等関与)</p> <p>16 代表役員等又は一般役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と密接な関係を有し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>(1) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。</p> <p>(6) 代表役員等又は一般役員等が暴力団と交際していると認められるとき。</p>	<p>36 箇月</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 県と締結した契約における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>（ア） 代表役員等の逮捕等 9箇月</p> <p>（イ） 一般役員等又は使用人の逮捕等 4箇月</p> <p>イ その他法令違反があった場合 2箇月</p> <p>ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約締結を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 1箇月</p> <p>(2) 県内における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>（ア） 代表役員等の逮捕等 6箇月</p> <p>（イ） 一般役員等又は使用人の逮捕等 3箇月</p> <p>イ その他法令違反があった場合 1箇月</p> <p>(3) 県外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表取締役の逮捕等 6箇月</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等 2箇月</p> <p>(4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反した事実が認められるなど、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 県発注物品等調達契約の場合 18箇月</p> <p>イ 県発注物品等調達契約以外の契約に関する場合 12箇月</p>	
<p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 県内におけるもの</p> <p>ア 特に悪質及び社会的影響が大きいと認められる場合 9箇月</p> <p>イ その他の場合 3箇月</p> <p>(2) 県外におけるもの</p> <p>ア 特に悪質及び社会的影響が大きいと認められる場合 6箇月</p> <p>イ その他の場合 1箇月</p>	

第2 指名停止期間の始期等の運用

- (1) 指名停止要領第3条の規定により、名簿登載業者について指名停止を行う場合の指名停止期間の始期は、原則として指名停止の措置の決定があった日の翌日とする。
- (2) 極めて重大な措置要件に該当した名簿登載業者を速やかに指名の対象から除くため、指名停止の措置の決定までの間、あらかじめ指名の対象から除く措置を講じた場合の指名停止期間は、指名停止要領別表各号に規定する期間から、当該指名の対象から除く措置を講じた期間に相当する期間を減じた期間とする。

第3 契約違反に係る指名停止の運用

第1の表中第4号(1)の措置要件に該当した場合において、契約の相手方が、事由を明らかにせず、契約の解除を申し出たことにより当該契約を解除したときの指名停止期間は、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領第7に規定する競争入札参加資格者名簿の有効期間の末日までとする。この場合において、指名停止期間が指名停止要領別表第4号に規定する長期を上回るときは、指名停止要領第6条第2項の規定を適用するものとする。

ただし、契約の解除を申し出た事由が明らかに消滅したと認められる場合には、指名停止要領第8条第1項の規定により指名停止期間を短縮することができる。

第4 事故に係る指名停止等の運用

- (1) 県発注物品等調達契約における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、次のア又はイの場合とする。
 - ア 発注者が仕様書等により、具体的に示した事故防止の措置を名簿登載業者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について名簿登載業者の責任が明白である場合
 - イ 当該契約に係る名簿登載業者の担当職員等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 一般契約における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、当該契約に係る名簿登載業者の担当職員等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。
- (3) 県発注物品等調達契約における事故について、(1)に該当しない場合であって、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第12条の規定による措置を行うものとする。
 - ア 名簿登載業者が労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けた場合
 - イ 重傷者又は死亡者を生じさせ、かつ、名簿登載業者が労働基準監督署から指導票の交付を受けた場合
 - ウ 死傷者を生じさせた場合又は県民生活に損害を与えた場合であって、社会的影響が大きいと判断されるとき。

第5 贈賄に係る指名停止の運用

第1の表中第9号、第10号又は第11号の措置要件に該当した場合において、当該贈賄が公共調達に関係するものであるときの指名停止期間は、公共調達に関係しないものであると想定した場合の期間の2倍まで延長するものとする。この場合において、指名停止期間が指名停止要領別表第9号、第10号又は第11号に規定する長期を上回るときは、指名停止要領第6条第2項の規定を適用するものとする。

第6 独占禁止法違反等に係る指名停止の運用

- (1) 指名停止要領第8条第2項については、第1の表中第13号(1)又は第15号(1)のいずれかに該当した場合にのみ適用できるものとする。
- (2) 第1の表中第12号、第13号又は第17条(4)の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が指名停止要領別表第12号又は第13号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止要領第6条第1項の規定を適用するものとする。

附 則

この運用基準は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。